

議案第1号

惠庭市議会委員会条例の一部改正について

惠庭市議会委員会条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和5年5月19日提出

惠庭市議会議員 市川慎二 野沢宏紀 武藤光一

記

惠庭市議会委員会条例の一部を改正する条例

惠庭市議会委員会条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第3条（略） (議会運営委員会の設置) 第4条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>6人</u> とする。 3（略）	第1条～第3条（略） (議会運営委員会の設置) 第4条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>5人</u> とする。 3（略）
第5条～第30条（略）	第5条～第30条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

恵庭市議会特別委員会の設置について

恵庭市議会委員会条例第6条の規定により、次の特別委員会を設置したいので議決を求める。

令和5年5月19日提出

恵庭市議会議員 野沢宏紀 柏野大介 武藤光一
市川慎二

恵庭市議会議長 様

1 設置する特別委員会名

基地特別委員会 委員数 6名

2 調査事項

(1) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事項

(2) 特定防衛施設周辺整備調整交付金等に関する事項

(3) 基地内の防災関係事案並びに一戸防音事業の促進に関する事項

(4) 基地に係わる災害発生等異常事態に対する対応策に関する事項

3 調査期間

基地特別委員会は、議会の閉会中も継続審査を行うことができるものとし、議会が終了議決するまで行うものとする。

議案第3号

恵庭市議会特別委員会の設置について

恵庭市議会委員会条例第6条の規定により、次の特別委員会を設置したいので議決を求める。

令和5年5月19日提出

恵庭市議会議員 柏野大介 武藤光一 市川慎二
野沢宏紀

恵庭市議会議長 様

1 設置する特別委員会名

補正予算審査特別委員会 委員数 20名

2 調査事項

(1) 補正予算の審査に関する事項

3 調査期間

補正予算審査特別委員会は、議会の閉会中も継続審査を行うことができるものとし、議会が終了議決するまで行うものとする。